議会運営委員会会議録

平成18年11月21日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:57

〇 委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

平成18年第5回定例会の提出議案について執行部に説明を求めます。予算の説明は、予算概要に基づき行われますので、よろしくお願いいたします。 財政課長。

〇 財政課長

補正予算の概要についてでございますが最初にお断りを申し上げます。補正予算につきましては、後ほど説明いたします専決予算の編成が流動的でありましたので印刷がまだ完了いたしておりません。本会議の初日に議場の各議席に配布させていただきたいと考えておりますのでご了承お願いいたします。

〇 川上委員

12月議会の準備の議会運営委員会に予算書が出ないという報告なんですね。それ自身を先に説明していただいたほうがいいかと思うんですが。

〇 財政課長

後ほどご説明させていただこうと思いよりましたが市議会の解散請求者署名簿審査に係る経費を後ほど説明させていただきますがこれが11月13日に提出されております。そのことからそれに係る経費が必要となってまいりますので、専決をさせていただこうと考えておりまして、専決させていただいております。それの作業が準備が出来ておりませんでしたので、印刷が間に合っておりません。ということから現在、業者に発注して印刷中でございますのでご了承を願いたいと考えております。

〇 川上委員

議会運営委員会の運営上ですね、予算書がないまま議会運営委員会をしたほうがいいのかね、 それとも議会運営委員会を少しずらしてやったほうがいいのかね、どうなのかなと思っておる んですが。

暫時休憩10:04再開10:06

委員長

委員会を再開いたします。財政課長

〇 財政課長

それでは補正予算の関連の議案の説明をさせていただきます。説明議案番号が前後いたしますが、議案番号の154の「専決処分の承認について」を先に説明させて頂きます。

資料の「平成18年度一般会計補正予算資料」、配布させていただいております袋の中に 11月13日専決と記載してあります資料をお願いいたします。

それでは1ページをお願いいたします。1ページの一番下に記載いたしておりますように、今回の補正は、市議会解散請求者署名簿審査に係る経費を補正するものでございます。なお、先ほども説明いたしましたように、平成18年11月13日に提出されておりますので、同日に専決をさせていただいております。金額は、1, 133万2千円でございます。内容といたしましては、2ページで臨時職員の経費、証人等の証言要請郵送料、時間外勤務手当、こういう経費を計上させていただいております。

続きまして、議案番号第122号から130号について説明させて頂きます。資料の「平成18年度一般会計・特別会計補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正は、表の下のほうに記載いたしておりますように、国、県の補助に伴う事務事業費の変更と消費的経費等の今後の所要額を見込んで補正するものでございます。一般会計で11億8,473万9千円の減額、8つの特別会計で18億8,653万5千円の減額、4つの企業会計で1億8,924万2千円の減額、合計で32億6,051万6千円を減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。一般会計から主なものについて説明させていただきます。まず歳入の市税につきましては、総額で1億7, 630万9千円を増額いたしておりますが、各税目とも現在までの実績に基づき補正をいたしております。地方交付税の普通交付税は三位一体改革の一般財源化によります補正額の算入等によりまして増額となっておりますので、補正するものでございます。繰入金の財政調整基金並びに減債基金で財源調整のため、合計で29億1, 700万円を減額いたしております。

次に、前年度国民健康保険特別会計繰出金返還金は、旧1市4町の各国保会計の17年度末の 赤字見込み額を補てんするため、一般会計より繰り出しを行っておりましたが、その余剰分の 返還金であります。諸収入の鯰田工業団地開発敷鉱害賠償金は、同敷地の購入額と同額を計上 いたしております。

3ページをお願いいたします。市債につきましては、事業費の変更等によりまして9,320万円を減額いたしておりますが、一部既存事業分を合併特例債に振り替えて交付税措置の増額を図っております。

次に歳出の説明をいたします。人件費につきましては、一般会計、特別会計合わせまして2億 5,543万3千円を増額いたしておりますが、主に退職勧奨によります割り増し分の退職手 当組合負担金を補正いたしております。損害賠償住民訴訟事件弁護士謝礼金は、旧庄内町の岩 崎浄水場膜処理施設建設事件、町有地売却事件の着手金であります。鯰田工業団地開発敷購入 費は、工業団地造成用地約41.4ヘクタール分の購入費を計上いたしております。同じく同 用地の調査測量等負担金を併せて計上いたしております。インターネット公売手数料は、イン ターネットを活用いたしまして、滞納者からの差し押さえ物件の公売を行うための経費でござ います。民生費の地域介護・福祉空間整備等補助金は、国の10/10の補助を受けて日常生 活圏域におけるグループホームなどの地域密着型小規模施設整備に対する補助金でございます。 4ページをお願いいたします。上から5番目の乳幼児医療費の増は、平成19年1月より福岡 県全域で3歳未満児、2歳までの初診料無料化が実施されますが、本市独自の取り組みの4歳 未満児までの経費も合わせて計上いたしております。児童扶養手当につきましては、年3回に 分けて給付いたしておりますが、旧4町分の4月支払い分が県負担となったことによる減額で ございます。生活保護扶助費につきましては、増加傾向にありますが、医療扶助費の減額につ きましては、旧4町分の合併までの受診分が県負担となり、本市支払いの4月、5月の医療費 の支給額が減少したことによるものでございます。

5ページの上から5つめの商工費の福岡県信用保証協会損失補償金は、債務不履行により福岡県信用保証協会が行いました債務保証につきまして、契約に基づき損失補償金を支払うものでございます。4つ下の土木費の芳雄橋、飯塚橋の架け替えに伴います負担金は、事業費の変更に伴いますものでございます。流域下水道事業費の減は、県事業との調整により工事箇所の変更等によるものでございます。作業機械購入費は、コミュニティ助成、これは10分の10でございますが、これを活用いたしまして、公園の地元管理貸出用として自走式の草刈機を4台購入するものでございます。公営住宅建設事業で其々の事業の見直しや執行残によりまして減額を行っております。消防費の飯塚地区消防組合負担金は本年度の交付税算定額に合わせまして減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、明星寺川流域下水道事業並びに忠 隈地区改良住宅団地造成事業の2件につきましては、年度内の完了が見込まれませんので新規 に設定するものでございます。また、弁分公営住宅建設事業並びに大坪公営住宅建設事業の 2件につきましては、事業費の変更に伴い金額の補正を行うものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、土地評価システム開発委託料をはじめ7件につきましては、単年度の契約としたものや事業着手を繰り延べたことなどにより債務負担行為の設定が不要となったため廃止するものでございます。総合計画策定支援業務委託料はじめ9件につきましては、限度額の確定により変更いたすものでございます。

7ページの特別会計でございますが、まず、国民健康保険特別会計の歳入で、給付費等準備基金繰入金1億705万1千円を計上いたしております。また、前年度繰越金4億5,226万2千円等を計上いたしております。歳出では、医療費の前期の実績等を基にした保険給付費の補正、介護納付金及び高額医療費共同事業保険者拠出金等の年間見込み額による補正をいたしております。老人保健特別会計では、医療費の前期の実績等を基にいたしました医療給付費の減額と、歳入で、前年度繰越金1億2,453万4千円を計上いたしております。介護保険特別会計では、8ページをお願いいたします。歳出で、給付費の前期の実績等を基にいたしました減額と17年度に超過交付を受けておりました国庫負担金の返還金等を計上いたしております。小型自動車競走事業特別会計では、勝車投票券発売収入の前期の実績による減額等を計上いたしております。他の特別会計につきましては、前期の実績等によります決算見込み等参考に補正をいたしております。以上で、補正予算の説明を終わらせて頂きます。

〇 上下水道局総務課長

続きまして、企業会計補正予算案、上下水道事業分の補正内容の主なものにつきましてご説明いたします。資料の10ページをお願いいたします。まず、水道事業会計の補正予算でございますが、まず、収益的支出の7414万1千円の減額でございますが、これは主に人件費及び修繕費等の執行残の整理に伴うものでございます。資本的収入の1508万2千円の減額は、簡易水道事業費の前年度繰越金分を減額しております。次に資本的支出の7419万3千円の減額は、人件費の整理及び工業団地送水施設工事が次年度へ先送りされたためのものでございます。また、鯰田浄水場他14浄水場の管理を民間へ委託するため、飯塚市浄水場運転管理業務等委託料の債務負担行為の限度額6億7280万円を計上いたしております。

次に、産炭地域小水系用水道事業会計の補正予算でございますが、収益的収入の132万6千円は、一般会計補助金の減額及び収益的支出の42万6千円の減額は、人件費の整理に伴うものでございます。

次に、下水道事業会計の主なものにつきましてご説明いたします。収益的支出の379万6千円の減額は、人件費の整理に伴うものでございます。次に、資本的収入の490万円の減額は、高金利対策借換債を1560万円を予定しておりましたが、県の借換枠の関係で、1070万円の借換となりましたので、減額しております。資本的支出の336万9千円の人件費増額は、人事異動に伴うものでございます。企業債償還金の減額は、借換債の確定により505万1千円を減額するものでございます。また、終末処理場の管理を民間へ委託するため、飯塚市終末処理場運転管理業務委託料の債務負担行為の限度額5730万6千円を計上しております。以上、簡単でございますが、各企業会計の補正予算の概要説明を終わります。

○ 病院局事務長

続きまして、病院事業会計の補正予算の概要を説明いたします。資料の 11° ージをお願いいたします。収益的収支でございますが、収益的収入といたしまして、2億7810万4千円を減額いたしております。その内容でございますが入院収益でございますが診療単価及び患者数の減少よりまして、1億4744万円を減額しております。外来収益でございますが患者数の減少によりまして、161527万5千円を減額いたしております。その他の医業収益でご

ざいますが433万3千円の減額を行っております。続きまして医業外収益でございますが共済組合負担費費用分、研究研修費分、一般会計の補助金でございますが合計で、1105万6千円の減額を行っております。収益的支出でございますが総額で3659万8千円の減額を行っております。その内訳でございますが医業費用といたしまして人件費1万6千円の減、これは、医療医師が1名、それから医療技術員が1名の減、それに退職給与金の追加、法定福利費のマイナス、このような内容でございます。続きまして材料費でございますが薬品費、診療材料費、併せまして600万円の減、経費といたしまして、委託料、修繕費、手数料等の減額で3093万2千円の減額でございます。以上簡単ですが説明を終わります。

〇 総務課長

引続き、予算関係以外の議案について、ご説明いたします。お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。1ページをお願いします。

議案第 135 号「飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国の給与構造改革に伴う国家公務員の給与の改正が行なわれましたので、これを参考にして本市職員の給与水準を見直し、改定するもので、行政職給料表等の平均 4.8%の水準引下げ、給料表の号給の見直し、地域手当の支給率を 1.5%減じて 1%にすることなどが、主な内容でございます

議案第136号「飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を図るため、税率等の改正を行うもので、平成19年度の国民健康保険税の医療分につきましては、所得割を1.5%、均等割額を4,800円、平等割額を2,100円、介護分については、所得割を0.85%、均等割額を2,600円引き上げるものでございます。

議案第 137 号「飯塚市養護老人ホーム条例」につきましては、平成 19 年 3 月 31 日に解散する飯塚広域市町村圏事務組合の財産処分により、「養護老人ホーム愛生苑」を本市の施設として設置するものでございます。

議案第138号「飯塚市乳幼児医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、子育て支援策の一環として、3歳までの乳幼児の初診料、往診料に係る費用を公費負担とするものでございます。

議案第139号「飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」につきましては、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」が改正されたことに伴い、引用条項を整備するものでございます。

続きまして2ページをお願いいたします。議案第140号「財産の取得について」につきましては、消防ポンプ自動車2台を飯塚市消防団の上三緒、頴田の分団に配備するため、購入するもので、価格は21,840,000円でございます。

議案第 141 号「土地の取得について」につきましては、国指定史跡「鹿毛馬神籠石」保存整備、 公園化事業用地として、国、県の補助を受けて、土地を購入するもので、面積は 57,167 ㎡、 価格は 125,778,301 円でございます。

議案第 142 号「土地の処分について」につきましては、下三緒の雑種地など 37,219.76 ㎡の土地を 96,839,000 円で、㈱ティーティーエス企画に売却するものでございます。

議案第 143 号「損害賠償の額を定めることについて」につきましては、立岩の市道において走行中の車両が離合しようと路肩に寄った際、側溝の蓋(グレーチング)が跳ね上がり、車体に接触しシャフト等を破損させ、また、その際に当該車両後部が右に振れ、離合のため停車中の対向車両に接触し、ボンネット等を破損させた事故につきまして、損害賠償を行うもので、市の過失 10 割で、賠償額は 768,550 円でございます。

3ページをお願いします。議案第144号、第145号「指定管理者の指定について」、につきましては、公の施設の指定管理者として、飯塚市市民交流プラザについては「特定非営利活動法人 市民活動ネットワーク e-ZUKA」を、飯塚市穂波福祉総合センターについては「株式会社

トキワビル商会」を指定するものでございます。

議案第146号「飯塚地区養護老人ホームの維持管理に関する事務の受託の廃止について」につきましては、飯塚広域市町村圏事務組合の解散に伴い、平成19年3月31日限りで、同組合からの飯塚地区養護老人ホームの維持管理に関する事務の受託を廃止するものでございます。

議案第 147 号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少について」、 議案第 148 号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少について」につきましては、市町合併に伴う八女郡上陽町の脱退により、組合構成団体の数を減ずるものでございます。

4 ページをお願いします。議案第 149 号「飯塚地区消防組合規約の変更について」、議案第 150 号「飯塚市・桂川町衛生施設組合規約の変更について」、議案第 151 号「ふくおか県央環境施設組合規約の変更について」につきましては、地方自治法が改正され、助役に代えて、副市町村長を置くこと、収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、各組合の規約について、変更の協議を行うものでございます。

議案第152号「飯塚市過疎地域自立促進計画(筑穂地域)を定めることについて」につきましては、合併前に過疎地域として指定されていた旧筑穂町の区域は、合併後も過疎地域とみなして過疎地域自立促進特別措置法の規定が適用されることになりますので、同区域において、総合的かつ計画的な施策を講じるため、自立促進計画を定めるものでございます。

議案第153号「市道路線の認定について」につきましては、開発に伴う認定などにより7路線を市道として認定するものでございます。以上153号までの説明を終わります。

〇 総務部長

続きまして、人事案件について、ご説明をいたします。議案第 155 号につきましては、任期満了に伴う「人権擁護委員」1 名の推薦について議会の意見を求めるもので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。また、報告第 34 号から 5 ページの第 36 号までの3 件の報告でございますが、交通事故、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償につきまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

後藤委員

補正予算のなかでですね、先の本会議のなかで鯰田三坑ということで三菱マテリアルから 5億円の損害賠償という話が一般質問のなかで出てたんですけど、このなかでいくと 1450万で買われるわけですか。そこのところをお答えいただきたいと思いますが。

○ 企画調整部長

お答え申し上げます。この鯰田三坑の用地につきましては、工業団地用地として飯塚市が確保するものでございまして、三菱マテリアル側のほうから、ご提示していただきました土地の購入費としまして1500万円という数字の提示があっております。それに併せまして、ここに歳入で掲示をさせていただいておりますけど、鉱害賠償保証金として同額の1500万円を歳入で掲示をさせていただいている次第でございます。

後藤委員

わかりました。5億円から1500万ってかなり下がったような気がしますので、その点だけ、もう1点はですね、財政調整基金の取り崩しが結局25億ほど必要じゃなくなったって言うことは、約30億くらいは財政調整基金が残るということで判断してよろしいんでしょうか。

〇 財政課長

そのとおりでございます。

〇 後藤委員

ということは、市長が当初50億って、新聞で不足金があるって言われてましたけど、その 部分については、約25億は減ったということで考えてよろしいんでしょうか。

〇 財政課長

先ほど説明のなかで申し上げましたように、52億を取り崩すようにいたしておりましたけど、それの資料の2ページのところで、25億2800万、これは財政調整基金ですが減債基金3億8900万円、この両方併せまして約29億が当初の財政調整のなかで取り崩す額から減額されるということでございます。

〇 川上委員

2ページの歳入の一番下に総合計画課の鯰田工業団地開発敷鉱害賠償金というのがあり、 3ページに歳出の項で、総合政策課に鯰田工業団地開発敷購入費、鉱害賠償金同額、面積約 41.40ha、下に鯰田工業団地開発敷調査測量等負担金というのがありますけれども、鯰田 工業団地というのは、新市建設計画、その他市の基本計画のなかでですね、どういうふうに位 置づけてあるんですか。

〇 企画調整部長

炭鉱跡地の未利用地の開発という部分でこの工業団地の開発という部分は上がってきております。

〇 川上委員

工業団地開発計画全体のなかではどういう位置づけですか。

○ 企画調整部長

先ほど後答弁申し上げましたように炭鉱跡地の未利用地の有効活用ということで、この工業団地の確保並びに工業団地の造成という部分があがってきているのが状況でございます。これは土地取得議案は、提出されていないようですけど、どうしてでしょうか。

○ 企画調整部長

土地取得議案につきましては、議会に上程する議案としましては、価格が2000万円以上、面積が5000㎡という部分に該当します。しかしながら、今回の土地購入費につきましては、1500万ということですので、それに該当しないということで、議案は上程いたしておりません。

〇 川上委員

もともと実質無償譲渡という話があったわけですけれども、金額の相殺の関係では0ということなんでしょうけれども、ちょっと注目したのは、鉱害補償金1500万円ですね、私もあそこ登ってみたんですよ。地下のことはわかりませんけれども色々福岡県の見解とか色々聞いてみておりますが鉱害補償金1500万円というのは、1500万円で飯塚市が今後責任を負うというふうな意味合いですか。

○ 企画調整部長

三菱マテリアル側は、あくまでも土地の価格と鉱害賠償補償金を同額にして実質 0 というようなことで申し入れがあっております。

〇 川上委員

お答えにくいんでしょうけども、あの炭鉱跡地の鉱害補償がですね、私は1500万円程度で済むようなものではないと、〇がひとつか二つくらい足りないのではないかと思うわけですけれども、そういうものを提案されたということでわかりました。

森委員

先ほど後藤議員の質問とかぶりますけれども、6月のときに市長が非常事態宣言に近いようなご答弁色んな質問のなかでされました。その中で象徴的に言われましたのは基金を52億といわれまして、このままいくならば来年は組めんのではないかというようなお話がありました。今回、実は拝見しますと約29億の俗に言う繰り戻しを皆さん方なさっておられると、これ総

額611億の総予算に対しまして4.7%、ま、5%弱ですね、これほどの予算のひとつの立て方ですよね、非常に基金を取り崩して組まなければならない予算に対して5%の大きな違いがあるような予算が出てくるのだろうかと。今回の補正を行いましたなかの先ほど財政課長が国、県の補助に伴う事務事業費の変更と消費的経費等の今後の云々ということで、ま、消費的経費というのは大した金額内でしょうけれども、国、県にそれほど大きなですね基金の繰り戻しを30億弱するような政策的な変更がありましたんですか。お聞かせ願えませんか。

〇 財務部長

今回財政の危機的な状況というものは、単年だけの問題ではございません。たまたま今年は、 市税が伸んだ、あるいは前年度のですね繰越金があった、それから交付税がやはり合併に伴い まして100%把握出来なかった面も若干あります。そういうこと等から結果的には29億程 度の繰り戻しをしておりますけれども、来年度以降はですね、これは後日各常任委員会あるい は代表者会議のなかで説明させていただくと思っておりますけども、シミュレーションいたし ますとやっぱり毎年40億程度の不足額がこのまま行きますと見込まれます。ですから今年度 はたまたま繰り戻しをやりましたけれども来年度からの今後10年なりを見通しますと毎年 40億は不足するというのは、これはまた別途説明はいたしますけれども、そういう状態でご ざいます。それと、4. 何%近い見誤りがあるかということ、これは財政の●●●●ではござ いませんがなかなか難しい問題で、国のほうにおきましても、新聞等で報道されております。 国のほうもあれだけの色んなシミュレーション、財政当局がやってるなかで、これだけ景気が 回復した回復したというなかでですね、やはり歳入が毎年2年か3年、4兆ぐらい増えてきた とそれは全体の金額の1割程度の見込み誤り、だからうちのほうがそれよりも少ないからいい という訳ではございませんがそういう中でございますので、その辺はひとつご理解をお願いし たい。これは財政が特に良くなったということでは決してございません。たまたま今年はそう いうことで、ですから今年度の決算の、あれはあくまでも当初予算ベースで訴えましたけども、 今後のシミュレーションやってみますと今年の決算ベースといいますか決算見込みの額からは、 今後10年間を財政シミュレーションしますとやっぱり一般財源はこのままいくと40億から 40億ちょいくらいはですね平均40億程度の一般財源不足が生じるということは事実でござ いますので、ひとつご理解をお願いいたします。

森委員

これで終わりますけど、実は市長、私共ですね、タウンミーティングのなかで私読みました 中で、合併しないことには財政が厳しいから合併したんじゃないかと、それが合併した途端に 50億足りないとはどういうことかというようなご意見が何箇所かで出ておったと読み取りを してますね、私は、法的には言いませんけれども議会で報告を受けましたときに合併した場合 のシミュレーションとしない場合のシミュレーションを頂きましたときに、合併しなかった場 合の平成18年度の資料がたしか5億円くらいだったんですよ。そして3年後に黒字になるん だというシミュレーションを僕らはもらったんですね、実は。それを基にして住民の皆さんに ご説明した訳ですよ。しなければ実はずっと赤字なんですよと。すれば3年後には黒字になり ますよと、その5億円のマイナスが実は初年度50億円になったんですよ。いま財務部長がシ ミュレーション、シミュレーション言われますけれども、もういっぺん私共は合併前にあのシ ミュレーションで非常にですねしんどい思いをしてるんですよ。あなたおっしゃいますように ですね、実は、行政大綱をですね、僕がインターネットで拾いだしまして読まさせていただき まして大体バランスの数字はわかってます。ただ僕が申し上げたいことはですね、非常に丁寧 にしていただきたいということなんですよ、申し訳ないけど。いくらなんでも5億円が50億 円はないと誰でも思いますよね。そういうことで、もうお答え結構です。市長自身が大変ご苦 労去れますので、丁寧なですね、作業をしていただきたいと。それだけ申し上げときます。

〇 岩本委員

お尋ねします。18年度一般会計・特別会計補正予算案の10ページ、11ページ、庁舎借り上げ増で、62万5千円と庁舎使用負担金増で99万7千円といわゆる補正の追加がされております。なんでこんなその当初からですね、水道局だ下水局が入る場合の面積はキチンと計算されとったと思うんですね。これはなんでこんなに面積が増えたのかその理由、それから職員が増えたのか、この辺は負担金には●●●だとかこの辺のその、私の考えは同じ飯塚市の財産のなかでこういう借上げ料、しかも穂波の庁舎っていうのは市の庁舎であるという解釈からいくならば、特別会計だからはっきりしましょうということはわかりますけどね、なんでこんな急に補正をかけるほどの増加額が出てきたんですか、その辺ご説明下さい。

〇 上下水道局総務課長

合併前は、水道局が穂波庁舎にいくことがわかりませんでしたので、飯塚庁舎の分で計上しておりました。それで穂波庁舎に行きまして面積が増えたもんですからこのような結果になったということでございます。

〇 上下水道部長

水道事業会計は、企業会計でございまして、独立採算をとっておりますので、いただくものはいただく、水道料金あたりも公共施設もいただいております。庁舎についても借りているというかたちで、支払いをするというかたちで、旧飯塚市は独立採算というかたちで払うものは払う、いただくものはいただくというような姿勢でやっております。

〇 岩本委員

要するに特別会計、一般会計ははっきりしてると、それは理由は私は町で監査してましたんでよくわかります。それは結構です。ただし今の説明のなかで、当初計画から面積が増えたんだと、これがいよいよ18年度決算前の補正で出てくるというのはちょっと私解せないんですけどね、当初の6月議会でも出されるのであればわかりますが、ちょっとこういうふうな補正がいきなりあと4ヶ月で出てくるというのはね、計算上出てくるはずですよね、面積とかそういうふうな、ま、この程度で止めます。いいです。回答は求めません。いずれにしても面積増という解釈で結構です。終わります。

〇 委員長

ほかに質疑はありませんか。質疑を終結いたします。次に、「議案の付託委員会」について事 務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

〇 議事課長

議案の付託委員会について、ご説明をいたします。議案書をお願いいたします。議案第122号は総務委員会に、123号から125号までの3件は厚生委員会に、126号は総務委員会に、127号は産業経済委員会に、128号は市民環境委員会に、129号は文教委員会に、130号は厚生委員会に、131号から133号までの3件は、建設委員会に、134号は厚生委員会に、135号は総務委員会に、136号から138号までの3件は厚生委員会に、139号は産業経済委員会に、140号は総務委員会に、141号は文教委員会に、142号は総務委員会に、143号は建設委員会に、144号は総務委員会に、145号・146号の2件は厚生委員会に、147号から149号までの3件は総務委員会に、150号・151号は市民環境委員会に、152号は総務委員会に、153号は建設委員会に、154号は総務委員会に、153号は建設委員会に、154号は総務委員会にそれぞれ付託していただいてはと考えております。

また、人事議案であります議案第155号につきましては、最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮ったのち質疑、討論、採決としていただいてはと考えております。最後に報告第34号から36号までの3件につきましても、最終日に報告、質疑と考えております。以上でございます。

〇 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明 のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「議案の付託委員会」については、そのように決定いたしま した。次に、「会期及び会議予定」について事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

〇 議事課長

会期及び会議予定について、ご説明をいたします。お手元に配付いたしております「平成18年第5回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧いただきたいと思います。まず、会期につきましては、11月28日から12月21日までの24日間を考えております。次に、主な会議予定でございますが、11月28日の初日には、会期の決定、市長の行政報告を受けたのち、建設委員会、決算特別委員会、病院・老人ホーム対策特別委員会のそれぞれの委員長報告、それから上程議案の提案理由説明を行っていただいてはと考えておりますので、よろしくお願いいたします。翌日29日からは、考案日として12月6日まで休会いたしまして、7日から11日までの土日をはさみまして、3日間を一般質問日といたしております。各会派から質問者の予定人数をお聞きいたしましたところ、現在、一般質問議員が14名程度になるかと思われます。一般質問最終日の11日には、一般質問終了後、議案に対する質疑・委員会付託、行っていただく予定でございます。その他、委員会開催日等のその後の日程につきましては、お手元に配布いたしております会期日程(案)のとおりと考えております以上で説明を終わります。

〇 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「会期及び会議予定」については、 事務局説 明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「会期及び会議予定」については、そのように決定いたしま した。次に「陳情の取り扱いについて」事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

〇 議事課長

お手元にお配りしております陳情文書表のとおり、1件の陳情が提出されております。本陳情につきましては、11月28日・火曜日の本会議初日に議席のほうにお配りすることといたしておりますのでよろしくお願いいたします。

〇 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします「陳情の取り扱い」については、 事務局説明の とおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「陳情の取り扱い」については、そのように決定いたしました。次に、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日」について事務局に説明させます。

議会事務局 議事課長。

〇 議事課長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問の通告締切日は、申し合わせのとおり、招集日の翌日であります11月29日・水曜日の午後5時までにお願いいたします。次に、12月11日・月曜日に質疑・委員会付託を予定しております議案に対する質疑通告締切り及び意見書案・請願の(追加分)の提出締切り日は、12月5日・火曜日の午後5時までとなっておりますのでよろしくお願いいたします。なお、質疑通告書は、所定の様式を事務局に準備しておりますので、要旨を記載の上、提出していただきますようお願いいたします。以上でございます。

〇 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「質問及び質疑通告並びに意見書案・請願(追加)の提出締切日」については、そのように決定いたしました。

先ほど申し上げましたように11月28日・火曜日、本会議前に9時30分に委員会を開催したいと思っております。また、次回の委員会は12月7日・木曜日の本会議終了後に開催したいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、 委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることにご異議ありませ んか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。これを もちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。